

働き方改革セミナー

—— 個別無料相談会同時開催 ——

従業員が定着しない、応募がないなど「人手不足」感は経営者や労務担当者の皆さんに切実な悩みとなっています。このセミナーでは具体的な対策、採用の工夫や定着の秘訣をわかりやすく説明いたします。また、本年4月から本格的に始まった無期雇用転換ルールへの対応をはじめ、7月に公布された働き方改革関連法の内容や助成金など知って役立つ情報についてもわかりやすく解説しますので、ぜひ御参加ください。

**参加
無料**

「働き方改革～採用と定着を向上させる職場づくりの実現～」

日 時 平成 30 年 **9 月 13 日 (木)**

- 第 1 部 働き方改革セミナー
午後1時30分～午後3時30分 (受付:午後1時～)
- 第 2 部 個別無料相談会 (秘密厳守)
午後3時40分～午後5時00分

場 所 **ホテルモントレ京都 2Fケンジトン**
京都市中京区烏丸三条下ル饅頭屋町 604
☎075-251-7111

講 師

特定社会保険労務士
産業カウンセラー
就労環境改善アドバイザー

ウエダ経営労務事務所
代 表 上田 健一

● 受講料：無料

● 申込み方法: 下欄「参加申込書」にご記入の上、京都府社会保険労務士会まで FAX(075-417-1880)にてお申し込みください。

● お問合せ先: 〒602-0939 京都市上京区今出川通新町下ル
京都府社会保険労務士会 TEL075-417-1881 <http://www.sr-kyoto.or.jp/>

主催：京都府・京都府社会保険労務士会

協賛：京都労働局

働き方改革セミナー参加申込書 Fax 075-417-1880		平成30年9月13日(木) ホテルモントレ京都	
事業所名		参加者名	参加者数 名
所在地	〒 -	業種	
連絡先	TEL - - FAX - -	セミナー終了後の個別無料相談を希望されますか	☐ はい ☐ いいえ ☐ 未定
★個別無料相談をご希望の方は相談内容について、わかる範囲でご記入ください。(例：採用、労働時間、給与、規程等)			

※応募に関する個人情報は、京都府社会保険労務士会が適切に管理し、この目的以外には使用いたしません。

「魅力ある職場」等を目指す支援策のご案内

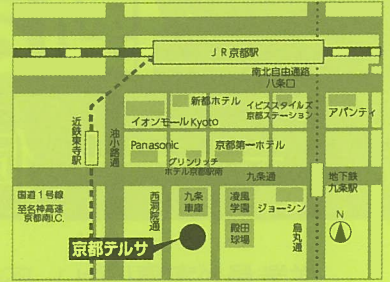
「就労環境改善サポートセンター」 ～誰もが働きやすい職場づくりに取り組む中小企業を応援～

社会保険労務士の資格を持った専門相談員が、貴社の事情をじっくりとお聞きし、人材確保・定着に向けた就労環境改善策について、一緒に考え、総合的な支援を行います。お気軽にお問い合わせください。（無料）

開所時間 月～金（土、日、祝日、年末年始を除く。）9:00～17:00

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 1 階

TEL 075-692-3232 FAX 075-692-3239



就労環境改善サポート補助金

◎就労環境改善アドバイザーの派遣を受け、長時間労働の是正等、就労環境改善に取り組む府内中小企業等に、対象経費の 1/2 以内（上限 30 万円、就業規則等の作成は上限 10 万円）を補助します。

対象経費とは・・・

- ・就業規則等の作成・変更
- ・所定外労働時間削減のための設備導入経費（労働時間管理適正化システムの導入等）
- ・就労環境改善のための設備導入（改修）経費 等

＜詳細につきましては、京都府中小企業団体中央会（TEL 075-314-7131）へお問い合わせください。＞

労働生産性向上推進事業補助金

◎京都産業 2 1 のコーディネーター等の推薦を受け、長時間労働の是正等に取り組む府内中小企業等に、対象経費の 1/2 以内（上限 100 万円）を補助します。（申請期限：平成 30 年 8 月 28 日（火）まで）

対象経費とは・・・

- ・設備の稼働管理、受発注管理を効率化する IOT 機器
- ・調査・点検業務を効率化するドローン 等の設備導入経費

＜詳細につきましては、京都府中小企業団体中央会（TEL 075-314-7131）へお問い合わせください。＞

就労環境改善アドバイザーの派遣等

◎就労環境に精通したアドバイザー（社会保険労務士）がお伺いし、状況を確認しながら改善策と一緒に検討していきます。（原則 2 回以内、無料）

【相談例】 求人票を出しても応募がない。従業員がなかなか定着しない。問題点や解決策を示してほしい。

◎「採用力・定着向上」セミナーの開催

＜詳細につきましては、京都府社会保険労務士会（TEL 075-417-1881）へお問い合わせください。＞

就労・奨学金返済一体型支援事業

事業の概要 京都府内の中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援。

対象企業 京都府内に事業所のある従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等（中小企業基本法に定める中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人等）

＜詳細につきましては、京都府中小企業団体中央会（TEL 075-314-7132）へお問い合わせください。＞

京都府商工労働観光部
総合就業支援室
就労環境改善サポートセンター

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 1

TEL 075-692-3232 FAX 075-692-3239